

司法書士青木一典事務所報酬表(R1.10改定) ※相続財産等承継業務は別途

種別		報酬額	
		基本報酬	手続報酬
1 所有権の登記	1. 保存	登録免許税の課税標準価格等価格が 1000万円まで6000円以上7850円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2600円以上3000円以下を加う 5000万円を超えるもの1000万円までごとに1800円以上2150円以下を加う	1件 5500円
	2. 移転	登録免許税の課税標準価格等価格が 500万円まで13200円以上15300円以下 1000万円まで15760円以上19520円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2600円以上3000円以下を加う 1億円を超えるもの1000万円までごとに1800円以上2150円以下を加う	
	3-1. 更正 3-2. 抹消 3-3. その他	10000円以上12240円以下	
	4. 名義人表示変更、更正	3780円以上4890円以下	1件 2600円
2 所有権以外の登記	1. 用益権又は担保権の設定 若しくは債権額の増加(鈹害賠償登録を含む)	課税標準価格が500万円まで11400円以上14500円以下 1000万円まで15200円以上18250円以下 5000万円まで20000円以上24500円以下 1億円まで26000円以上31700円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに7300円以上8600円以下を加う	1件 5500円
	2. 処分、移転	8450円以上10800円以下	1件 2600円
	3. 変更、更正、抹消、その他	3780円以上4890円以下	
	4. 名義人表示変更、更正	3780円以上4890円以下	
備考			
(1)課税標準価格により報酬額を算出する不動産の登記について、課税標準価格のない場合の報酬額は、課税標準価格を500万円とみなして算出する、ただし、担保権については債権額を課税標準価格とみなす。			
(2)①不動産登記法第74条第2項の規定による区分建物の所有権保存の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものにあつては、10000円、その他のものにあつては、4000円を加算する。			
②区分建物の所有権移転の登記については、敷地権の移転の登記たる効力があるものに限り、10000円を加算する。			
(3)不動産の登記で不動産の個数が1個を超える分については、1個について1000円を加算する。			
(4)不動産の登記で当事者の人数が2人を超える分については、1人について1000円を加算する。			
(5)依頼者の要請により、関係当事者の会する場に出席し、相互に関連する申請手続の説明、申請内容の確認、登記申請人の意思の確認等を行う連件一括処理事案(例えば、既登記担保権の解除、所有権移転、新担保権の設定)を受託した場合は、個々の事件の基本報酬と手続報酬の合計額に、さらに15%以内の金額を加算することができる。			
(6)登記識別情報の暗号化をしたときについては、1件について1000円を加算する。			
(7)登記済証、登記識別情報の紛失により本人確認情報を作成したとき 登記義務者に対し10000円を加算する。			

I 登記又は供託に関する申請、審査請求又は抵当証券の交付の代理

3 商業又は法人の登記	1. 本店(主たる事務所を含む。)所在地における登記 (イ)設立 (合併又は組織変更による設立を含む。)	課税標準価格が500万円まで23000円以上28000円以下 1000万円まで28100円以上33770円以下 5000万円まで34000円以上41000円以下 1億円まで42000円以上50300円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに11550円以上13600円以下を加う 課税標準価格がないもの26750円以上32380円以下	
	(ロ)外国会社の事務所の新設 (営業所設置を含む。)	26750円以上32380円以下	
	(ハ)会社の資本の増加 (合併による増加の場合を除く。)	課税標準価格が500万円まで10800円以上13680円以下 1000万円まで15750円以上19500円以下 5000万円まで19600円以上22300円以下 1億円まで22500円以上25200円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに6600円以上7900円以下を加う	
	(ニ)合併 (合併による設立を除く。)	課税標準価格が500万円まで10800円以上13680円以下 1000万円まで15750円以上19500円以下 5000万円まで19600円以上22300円以下 1億円まで22500円以上25200円以下 1億円を超えるもの1億円までごとに6600円以上7900円以下を加う 課税標準価格がないもの10800円以上13680円以下	1件 5500円
	(ホ)転換社債の発行	15000円以上18750円以下	
	(ヘ)会社の資本の減少、株式の譲渡の制限、会社の解散、会社の継続、清算の結了	10230円以上13000円以下	
	(ト)会社の本店移転、商号又は目的の変更、新所在地における支店の登記	8500円以上10830円以下	
	(チ)社員、役員、支配人等の選任及び変更	7200円以上10700円以下	
(リ)その他の登記	4170円以上5440円以下	1件 3720円	
2. 支店(従たる事務所を含む。)所在地における登記	3000円以上4000円以下		
4 財団登記	1. 所有権保存	54800円以上65600円以下	
	2. 分割、合併	23800円以上28950円以下	1件 5500円
	3. 目録の変更	12360円以上15560円以下	
5 債権譲渡登記	1. 債権譲渡	10個まで36300円以上41450円以下 10個から50個まで41450円以上46600円以下 50個を超えるもの50個までごとに6960円以上8180円以下を加う	1件 5500円
	2. 質権設定	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	
	3. 延長登記	17000円以上21720円以下	1件 3720円
	4. 抹消登記	9440円以上12070円以下	1件 2600円

6 船舶 (製造中の船舶を含む)	(1)所有権の登記 1. 保存又は移転	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	2. 船舶管理人	船舶管理人 36300円以上 41450円以下 船舶管理人の更迭 9440円以上 12070円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 3720円
	3. 変更登記 (船籍港の変更を除く)	9440円以上12070円以下	1件 3720円
	4. 船籍港の変更の登記	9440円以上12070円以下	1件 3720円
	(2)所有権以外の登記 1. 担保権の設定 若しくは債権額の増加	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	2-1. 処分又は移転	8050円以上10310円以下	1件 5500円
	3-1. 変更 3-2. 更正 3-3. 抹消	9720円以上12430円以下	1件 2600円
7 農業用動産 抵当に 関する 登記	1. 担保権に関する登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	2. 所有権の表示変更	3600円以上4660円以下	1件 2600円
	3. 農業用動産の表示変更	3600円以上4660円以下	
8 建設機 械に 関 する 登 記	1. 所有権に関する登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	2. 建設機械の表示変更	3600円以上4660円以下	1件 2600円
	3. 所有権以外の登記	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5000円
	4. 建設機械の滅失及び 登記用紙の閉鎖	9720円以上12430円以下	1件 2600円
9 企業担 保権に 関 する 登 記	1. 企業担保権の設定	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	2. 企業担保権の変更	9720円以上12430円以下	1件 3720円
	3. 社債の分割発行の写し	3600円以上4660円以下	1件 2600円
	4. 企業担保権の移転	価格が500万円まで11200円以上14200円以下 1000万円まで13620円以上16890円以下 1000万円を超えるもの1000万円までごとに2410円以上2800円以下を加う	1件 5500円
	(10)抵当証券の交付	44250円以上53150円以下	1件 5500円
	(11)供託	目的価格が100万円まで2220円以上2920円以下 100万円を超えるもの100万円ごとに1600円以上1800円以下を加う	1件 2600円
	(12)審査請求	9440円以上12070円以下	1件 5500円

事件の種類	基本報酬				書類作成報酬
	目的価格				
	30万円まで	100万円まで (目的価格のないもの)	300万円まで	300万円を超えるもの	
1. 訴状(手形・小切手訴訟によるものを除く)・答弁書・準備書面	10600円以上 12640円以下	15700円以上 18550円以下	17740円以上 20910円以下	100万円ごとに 1000円以上 1100円以下を加う	正本 1枚 5500円
2. 督促手続申立書、手形・小切手訴訟によるもの	9400円以上 11110円以下	14380円以上 17030円以下	16010円以上 18870円以下	100万円ごとに 900円以上1000 円以下を加う	
3. 民事執行・民事保全申立書	10100円以上 11830円以下	15090円以上 17850円以下	16830円以上 19890円以下	100万円ごとに 900円以上1000 円以下を加う	その他 1枚 5500円
4. 審判・調停・即決和解・非訟手続申立書	10100円以上 11830円以下	13870円以上 16420円以下	15600円以上 18360円以下	100万円ごとに 900円以上1000 円以下を加う	
5. その他の雑事件	1. 文案を要するもの	10100円以上11830円以下			
	2. 文案を要しないもの	1枚 1100円			
6. 民事再生手続	250000円以内				
7. 自己破産手続	250000円以内				

Ⅲ簡裁訴訟代理等関係業務	着手時の報酬額		判決利益に対する報酬
	1. 通常訴訟	①訴額60万円まで	55000円
訴額140万円まで		①の報酬額に加えて ①の訴額を超える 額の5%	判決利益の10%
2. 裁判外の和解交渉	1件あたり22000円		1件あたり利益の15%
3. 支払督促手続	訴額30万円まで	27500円	15%
	訴額60万円まで	38500円	10%
	訴額90万円まで	49500円	8.75%
	訴額140万円まで	60000円	7.5%
4. 少額訴訟事件	訴額30万円まで	33000円	15%
	訴額60万円まで	55000円	10%

IV その他の書類の作成等	(1)国籍に関する書類の作成		基本報酬	書類作成報酬
		1. 帰化申請書	54850円以上65600円以下	1件5500円
		2. 国籍取得の届出書	19050円以上23300円以下	
	3. 国籍離脱の届出書	7020円以上9260円以下		
	(2)その他の書類の作成(登記書類含む)	1. 文案を要するもの	1枚3000円以上5000円以下	
		2. 文案を要しないもの	1枚1000円	
	(3)その他	1. 他人作成の提出書類の調査	1枚500円	
		2. 登記又は供託に関する申請書類の作成	報酬額の70%以内	
		3. 登記又は供託の申請行為の代理	報酬額の50%以内	
		4. 謄抄本、登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑証明書の請求及び受領	1通1000円以内	
5. 登記簿閲覧(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為の代理に関する場合を除く)		1用紙500円		
V 任意後見人・任意代理人及び任意後見契約・任意代理契約に関する事務		資産額	月額報酬	
		3000万円まで	30000円以内	
		5000万円まで	40000円以内	
		1億円まで	50000円以内	
		1億円を超えるとき 1億円ごとに	10000円を加算	
VI 相談	(1)個別的相談 (受託事件を伴う場合を除く。)	1時間 6000円以内		
	(2)継続的相談	月額 25000円以内		
VII 日当及び旅費等	(1)日当	依頼者の要請により事件処理で出張した場合 半日(2時間を超え4時間までの場合)25000円以内 1日(4時間を超える場合)50000円以内		
	(2)通信費及び旅費交通費	1500円以上5000円以下 依頼者の要請により事件処理で出張した場合 実費		
	(3)宿泊費	依頼者の要請により事件処理で出張した場合 実費		

## 青木一典事務所附随事務報酬表

種別	単位	報酬額
除籍謄抄本・改製原戸籍謄本・戸籍の附票 不在住・不在籍証明書・住民票等の取得	1請求	3500円以内
固定資産税評価証明書の取得	1請求	3500円以内
租税特別措置法第72条の2、73条、74条の証明書	1件	5000円以内
上記以外の租税特別措置法の証明書及び 登録免許税法第4条別表3に定める証明書	1件	20000円以内
定款認証代理	1件	25000円以内
印鑑カードの交付	1件	3000円以内
官報・新聞への公告掲載手続	1件	30000円以内